

平成24年1月18日
消費者庁

乳児用規格適用食品の表示基準に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）の一部改正について消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

1. 諮問内容

内閣府令を一部改正し、乳児用規格適用食品に係る表示基準を追加する。

2. 諮問に至った経緯

厚生労働省が示した食品中の放射性物質の基準値案では、乳児用食品に一般食品より低い基準値を適用することとしている。

厚生労働省の資料では乳児用食品を「①健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの②乳児の飲食に供することを目的として販売するもの」としている。

このうち②については、商品によっては、外見上消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない。

このため、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準が適用されるものであるかを判別したうえで商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準策定を踏まえて乳児用食品に係る表示基準を策定する。

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、内閣府令の改正について、厚生労働省との協議、パブリックコメント（30日程度）、WTO通報（60日程度）を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議の後、消費者委員会から答申を受理し、内閣府令を改正する予定。

問合せ先：消費者庁食品表示課 今川、中田 TEL：03-3507-9221

消食表第15号
平成24年1月18日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

下記について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）を別添新旧対照表のとおり一部改正し、乳児用規格適用食品に係る表示基準を追加することについて

改正案	現行
<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の規格が適用される食品（以下「乳児用規格適用食品」という。）にあつては、乳児用規格適用食品である旨</p> <p>3 7（略）</p> <p>8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>第二十条 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品であつて、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができる。</p> <p>別表第一 第六（略）</p>	<p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>2 前項（第十一号の二を除く。）に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>3 7（略）</p> <p>第二条 第十九条（略）</p> <p>別表第一 第六（略）</p>

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）一部改正（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準、<u>保健機能食品</u>（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）<u>及び乳児用規格適用食品</u>（表示基準府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品（以下「乳等」という。）に関し、食品衛生法（以下「法」という。）第十九条に規定する表示を行うべき食品及び表示の要領については、この府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した乳等の表示の基準及び保健機能食品（食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「表示基準府令」という。）第一条第一項第十三号に規定する保健機能食品をいう。）の表示の基準については、この府令に定めるもののほか、表示基準府令の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p>